

第 55 期 第 7 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 7 年度第 7 回） 議 事 錄

- 1 日 時 令和 7 年 10 月 30 日（木） 14 時 30 分～15 時 30 分
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室
3 出席者
　　(公益代表委員) 泉委員、倉田委員、本田委員、森口委員
　　(労働者代表委員) 黒木委員、齊藤委員、山本委員
　　(使用者代表委員) 岩田委員、山下委員
　　(熊本労働局) 金谷労働局長

【事務局】斎藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- (1) 熊本県特定（産業別）最低賃金改正の報告及び答申について
(2) その他

5 議事内容

補佐

ただ今から、第 55 期第 7 回（令和 7 年度第 7 回）熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告です。本日の委員の御出席は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 2 名で、委員総数 15 名中 9 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席が必要の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

次に公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により、本審議会は原則として公開することとなっております。本日は、報道機関 3 社から傍聴及び取材の申し込みがございますので報告いたします。

次に資料についてです。本日の資料は、資料 1、2-1、2-2、3-1、3-2 を用意しておりますので御確認ください。資料に不足がある場合はお申し付けください。

続きまして委員の交代についてです。労働者代表委員の交代がございましたので紹介させていただきます。資料 1 を御覧ください。

黒木委員が令和 7 年 9 月 29 日付けで辞任され、後任に加藤委員が就任されています。それでは、加藤委員から一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

加藤委員

皆様こんにちは。自動車総連の加藤でございます。
今後ともよろしくお願ひいたします。

補佐

ありがとうございます。

また、山本委員におかれましては、所属におかれまして役職に変更があつておりますので御確認ください。

それでは、この後の進行を倉田会長にお願いしたいと存じます。
よろしくお願ひします。

会長

皆様こんにちは。午前中から引き続きの委員の皆様もいらっしゃいますがお疲れ様でございます。

ようやく特定（産業別）最低賃金の方も出揃いまして、審議会も終盤ということでお開催できることをありがたく思っております。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題1「熊本県特定（産業別）最低賃金の報告及び答申」についてです。

熊本県特定最低賃金の改正につきまして、改正決定の諮問をいただきました「電気機械専門部会」及び「輸送機械専門部会」におきまして、審議を行つた結果、本日午前中までに改正決定を全会一致により結審したところでございます。その審議経過につきまして、各部会長から報告をさせていただきます。

それぞれの専門部会報告書（写）は、お手元に資料としてお配りしておりますので、御確認ください。資料2-1が電気機械専門部会報告書（写）、資料2-2が、輸送機械専門部会報告書（写）となっております。それでは、電気機械専門部会、輸送機械専門部会の順に報告いたします。

まず、電気機械専門部会の審議経過につきまして、本田部会長から御報告をお願いします。

本田委員

はい、報告させていただきます。

電気機械専門部会はですね。本日午前中に開かれた3回目、全3回にわたって審議をさせていただきました。

例年そうなんですが、電気機械分野において労働条件を向上するということ、また、競争の観点から賃上げができる限り図らなければならないというところについては労使双方見解を共にしております。ただ、今年は地域別最低賃金と協約の最低額との幅が大きく、どのように推移するのかと気をもんでいたところですが、初回から、双方合理的に説明がつく妥当な金額から御提示をいただきました。とは言え、初回の提示時点では金額の乖離に31円ほどの幅があり、昨年は17円差から始まっていたので、どう進むかなというところは悩ましいなと思っていたところです。

労働者側は電気機械産業の熊本県における付加価値の創出の額であるとか、この産業の役割、今後の見通しも含めてできる限り大きな金額の引上げが必要なのだと、地域別最低賃金に対する優位性の話も踏まえながら、可能な限り大きな金額の引上げが

必要だという立場に立ちながらも、あくまでも特定（産業別）最低賃金が団体交渉を補完するという位置付け、役割を持っているところを当初より念頭に置いていただいておりまして、そこにどのように金額を近づけていくのかというところから御提示をいただきました。初回の提示も協約の賃金額の平均、11事業所ありますが、その平均との乖離を何年で埋めていくかというような考え方から数字を提示されました。

一方で使用者側も冒頭で述べましたとおり、この分野の意義というものについては、条件の向上を図って有為な人材に来てもらうことについては差異はありませんが、TSMCも稼働しておりますけれども、ここのサプライチェーンに熊本の企業は基本的には入れていない状況について、これを以て電気機械専門部会の対象となる産業全体の議論をするのは少し難しいという御認識もあり、関連産業と共に経済を牽引していく大事な業界でもあるから高い水準を維持していきたいけれども、持続的にこれをなしえるような数字、納得のいく引上げ額というものが重要なのだということが基本的見解で示されておりました。

先ほど申し上げたとおり、初回の提示額の差は31円あったんですが、公労公使協議を間に挟みながら2回目の期日に計2回、つまり2回目と3回目の金額提示をいただいて25円、16円とその幅はだんだんと狭まってきました。

金額の示し方の根拠としては、先ほど申し上げましたとおり、労側は11事業所の平均賃金というところとの差をどうするか、団体交渉の波及を補完するというところを一貫させた金額の提示をしながら、計算の仕方は特定（産業別）最低賃金と地域別最低賃金との比率を踏まえて考えてみようとか、色々な考え方を示しつつ数字を提示されたものです。

一方で使用者側は経団連の春闘の引上げ額を業種別に見られたり、影響率などを参考しながら、お互いに歩み寄れる数字を模索していったところでございます。ただ2日目の審議の最後には、11事業所の労働協約、またそれを基にしての申し出ということを踏まえて、その11事業所の協約額がいくらなのか、それがここ数年どのように推移してきたのかを見ていく、それを参考にした議論という点では一致を見たというところが2回目の期日の最終的な収穫でございました。

そこからしばらく間が空いて、本日3回目の協議となったわけですが、本日の初回の提示では乖離が13円というところまで縮まってスタートしたというものです。11事業所、その労働協約の額を参考にしつつと言いながらも、平均を参考にするのか、最低額を参考にするのか、上昇率をそのまま当てはめるのか、一定の率を掛けて割り引くのか、そういうところでなかなか一致をみず、公使公労で協議を重ねながら、折り合えるところを探ってきました。

公益側で見解を提示してということも一時は検討されたのですが、公使公労の協議をする場で、公益の見解も一定程度聞いてもらいながらも、本来特定（産業別）最低賃金も採決でもなしえることですが、労使のイニシアティブでやるものですし、最終的には労使が主体的に折り合えれば、来年以降の審議もあるので、労使で一致した数字を出すことに意義があるというふうに双方お考えいただきまして、最終的には大幅な譲歩をいただいて、昨年に比べて67円の引き上げ1,063円で妥結したという結果でございました。

以上でございます。

会長

本田部会長、ありがとうございました。

次に輸送機械専門部会の審議経過につきましてですが、部会長である諫佐委員が本日所要により御欠席ということでございます。事前に私の方にメモをいただいておりますので、部会長代理であります私の方からいただいたメモを代読させていただければと思います。

それではメモを読み上げさせていただきます。

10月7日から14日にかけて3回の審議が行われました。審議を始めるに当たっては、現行の熊本県における輸送機械産業分野の特定最低賃金が1,019円であること、当該特定（産業別）最低賃金改正の申出時点で、最も低い労働条約の金額が1094円であるため、1094円が当該特定（産業別）最低賃金を引き上げる場合の上限額となることが確認されました。

まず労働者側からは、この分野の特定（産業別）最低賃金の地域別最低賃金に対する優位性が低下している中、同分野の産業の付加価値、生産性の高さに見合うように、また人材確保・定着に資するような引上げが必要となることが主張されました。一方、使用者側からは自動車産業においては、いわゆるトランプ関税に伴う悪影響があり、またサプライチェーン下位の中小企業の特に労務費の価格転嫁が厳しい状況にあることから、特定（産業別）最低賃金の引上げには応じたいが、引上げを行うための余力が乏しいといったことが主張されました。その結果1回目に労使それぞれから提示された具体的な金額には51円という大きな乖離がございました。その後、公労公使の協議を行いまして、両者の歩み寄りが促されました。2回目に金額提示をいただいた時には30円差、3回目につきましては、19円差とその幅は縮小しましたが、依然として、20円近い開きがある段階で、最後の回を迎えました。全体協議及び二者協議を挟みながら、その後も審議が続けられまして、労側からは事業者は価格転嫁を進めいくべきこと、特定（産業別）最低賃金を一定額に引き上げた場合の影響率を反映した労働者数に鑑みた対応をとることを求める意見が出されました。

使側からは価格転嫁は一定程度進んでも、長年の慣習や、特に中小企業が価格交渉を行う際の現実的な困難さから、それは一朝一夕には進まないこと、さらには自動車産業において、完成車メーカーがコストダウン要求を再開したこともあり、厳しい状況にある中小企業のことを考慮すべきとする意見が示されました。

そうは言っても、労使双方による検討が進められ、両方の提示額の差が10円差まで縮まったところでございます。その上で、事業者間の価格転換は一足飛びとはいかなないが、徐々に改善されてきていること。輸送機械産業分野には自動車産業のみならず、少なくとも当面は好況の造船産業分野の事業者も存在すること、また、自動車産業に一定の比重を置いてみた場合に、トランプ関税の影響が実際にはあるとしても、その有効性がアメリカの裁判所において争われており、現時点では連邦最高裁に係属中であるところ、連邦地裁と高裁が無効とする判断を示しているため、事態は流動的であるといったことも考慮すべきであるとして、双方のさらなる歩み寄りが求められたところでございます。

最終的には、現行の特定（産業別）最低賃金1,019円に55円をプラスした金額で、両者折り合うこととなりまして、輸送機械分野の特定最低賃金を1,074円とすることで、全会一致の結論に至りました。なお、同金額での特定（産業別）最低賃金の発効日を熊本県の地方最低賃金の発効日に合わせて、令和8年1月1日とすることにつきましても併せて合意をしたところでございます。

以上、代読をさせていただきました。

それでは、2つの部会につきましての経過の御報告を申し上げましたが、委員の皆様から御質問等ございましたらお願ひします。

(意見なし)

会長

なお、いずれの特定最低賃金専門部会においても、改正決定に係る審議が全会一致で結審しておりますので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用させていただきまして、専門部会の決議をもって審議会の決議とさせていただければと存じます。従いまして、事務局で報告書を基に答申文（案）を作成しております。事務局は答申文（案）の配付をお願いいたします。

(答申文案配付)

会長

お手元に届きましたでしょうか。

それでは、事務局は答申文（案）の朗読をお願いします。

(答申文（案）朗読)

会長

ありがとうございます。委員の皆様御確認いただきまして、何かございましたらお願ひいたします。

よろしくございますか。それでは答申文（案）の（案）を取っていただきまして、この場で当審議会から局長へ、2つの特定（産業別）最低賃金の改正決定について答申文をお渡ししたいと思います。

補佐

それでは、熊本地方最低賃金審議会長から熊本労働局長へ答申を行います。

会長よろしくお願ひします。

会長

答申します。

熊賃審発第22号
令和7年10月30日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用
機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月22日付け熊劳発基0922第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,074円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年1月1日

熊賃審発第23号
令和7年10月30日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月22日付け熊労発基0922第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務（これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,063円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年1月1日

補佐

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

会長

今後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

室長

参考資料「令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（特定（産業別）最低賃金の場合）」を御覧ください。

本日、特定最低賃金の答申をしていただきましたので、本日 10月 30 日から異議申出の公示を行います。公示期間は「異議申出締切」11月 14 日（金）までといたします。

異議申出がなされると、異議申出に係る審議を行っていただくことになります。異議申出がなされた場合は、11月 17 日月曜日に第8回本審の開催を予定しております。

その後の、11月 19 日に官報持込、12月 1 日に官報に公示されることで、今年は指定日発効ですので、資料にあります最短発効日の 12月 31 日ではなく、地域別最低賃金と同様に、来年 1月 1 日に新しい特定（産業別）最低賃金が発効されることとなります。

以上です。

会長

今の御説明につきまして、皆様の方から何か御質問等ございますか。

それでは、ただいま労働局長に対しまして答申をさせていただきましたので、これで熊本県特定最低賃金専門部会の任務が終了しました。よって、熊本県特定最低賃金専門部会を廃止させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

会長

ありがとうございます。

熊本県特定最低賃金専門部会の廃止が議決されました。

続きまして、議題の2「その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。

室長

資料3-1と3-2を御用意ください。建議を踏まえた労働局の対応について御説明します。

本年9月 22 日に、熊本地方最低賃金審議会から熊本労働局長に対し「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」の建議が行われたところです。

建議を踏まえて、資料3-1にありますように本年 10月 15 日、熊本県知事に対して熊本労働局長から協力依頼を行いました。また、資料3-2にありますように本年 10月 28 日、熊本市長に対して労働局長から協力依頼を行いました。いずれも倉田会長に同行いただきまして建議の趣旨を話していただきました。

木村知事、大西市長からは、協力依頼の趣旨を理解いただき、前向きな御意見をいただけたと受け止めております。

「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」は、熊本市を除く県内市町村に対して、文書による協力依頼を行う予定です。さらに経済産業局、公正取引委員会に対しても、協力依頼を行う予定です。

また、当局版の賃金引上げ支援パッケージにつきましては、県、他の機関に確認し改訂版を明日、局長から記者発表いただく段取りにしております。その後当局ホームページに掲載するのみならず、関係機関にもリンクを貼っていただくようお願いしたいと考えております。

最低賃金額の周知につきましては、12月8日月曜日を局署一斉周知活動日としまして、県下の各労働基準監督署でもそれぞれ周知活動を行います。労働局では駅前で周知広報を実施しますので、審議会の委員の皆様でお時間が合う方は御協力いただけますと幸いでございます。

私からは以上です。

会長

ただいまの事務局からの御説明について、皆様から質問等ございますでしょうか。
よろしいですか。

それではですね、金谷労働局長から御挨拶をいただけるということでございますのでお願いいたします。

局長

それでは最後になりますが、私から御挨拶を申し上げたいと思います。

本日2つの特定（産業別）最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきました。

10月初旬から始まりました専門部会においては、それぞれ3回ずつ御議論をいただいたと伺っております。真摯な御議論をいただきまして、その結果、どちらにつきましても全会一致により、本年度の改正額の答申をいただいたことに感謝を申し上げます。

熊本労働局としましては、本日答申をいただきました特定（産業別）最低賃金の改正決定につきましても、地域別最低賃金と併せて引き続き周知の方を進めさせていただきたいと思います。また、先ほど賃金室長から報告しましたが、地域別最低賃金につきましては熊本県知事、或いは熊本市長のところにも当審議会から頂きました建議について御説明に伺わせていただきました。

それぞれ、熊本県知事と熊本市長からは納得のいく前向きな御回答をいただいたものと私としては受け止めております。勿論、県知事や市長に要望したからと言つてそれで我々の仕事が終わりというわけではございません。引き続き我々労働局として周知活動、更に補助金、助成金などについても漏れることなく対応していくたいと思っております。

本審議会も、本年度は開催回数も終盤に近付いているということでございます。この1年間、各委員の皆様方には本当に長時間お付き合いいただきまして誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げ、また、来年以降もよろしくお願ひ申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

最後に事務局から今後の審議日程について説明をお願いします。

室長

今後の審議予定につきまして説明いたします。先ほど今後の事務手続きの中で説明しましたが、11月14日金曜日までに異議申出がなされた場合、第8回本審で異議審議を、11月17日月曜日の午前10時30分から、ここ労働局10階会議室で開催することとなります。

異議申出がなされた場合、委員の皆様には、すぐにメールでお知らせいたします。

異議申出がなかった場合は、11月14日の17時頃に、中止等の最終的な連絡をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

会長

日程につきまして何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは開催等の御連絡につきましてはよろしくお願ひいたします。

以上で本日の審議の方終了させていただきます。

委員の皆様には大変真摯な御議論ありがとうございました。